

平成26年5月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応（平成26年3月内容）

有効求人数	30,627人	対前年同月比	2.2%減
有効求職者数	39,594人	対前年同月比	6.1%減
有効求人倍率	0.74倍	対前月	0.02P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就業実現

2 平成26年3月新規学卒未内定者に対する支援の取組

（1）高等学校卒業予定者

高等学校卒業予定者職業紹介状況（平成26年3月末現在）				
・求職者数	4,046人	対前年同月比	139人減	
・内定者数	4,001人	対前年同月比	131人減	未内定者数 45人
・内定率	98.9%	対前年同月比	0.2P増	

○6月末までの「未就職卒業生への集中支援2014」による積極的な個別支援の実施

- ・個別求人開拓の実施
- ・学卒ジョブサポーター（高卒担当）による高等学校と連携した個別相談等の実施
- ・若年者等トライアル雇用制度を活用した一般求人から学卒求人への転用と未内定者とのマッチング

（2）大学等卒業予定者

大学等卒業予定者の就職内定状況（26年3月末現在）				
・大学	内定率 93.0%	対前年同月比	2.8P増	未内定者数 134人
・短大	内定率 97.8%	対前年同月比	2.5P増	未内定者数 20人
・高専	内定率 100.0%	対前年同月比	0.0P減	未内定者数 0人

○6月末までの「未就職卒業生への集中支援2014」による積極的な個別支援の実施

- ・新卒応援ハローワークでの模擬面接や就職活動に役立つセミナー等の実施
- ・学卒ジョブサポーター（大卒等担当）による大学等での定期的な出張相談の実施
- ・若年者等トライアル雇用制度を活用した一般求人から学卒求人への転用と未内定者とのマッチング

3 鹿児島労働局雇用施策実施方針の策定

鹿児島労働局は鹿児島県の雇用対策との連携を深め、本県の実情に応じた雇用施策を実施するため、鹿児島県知事の意見を聞き、平成26年度鹿児島労働局雇用施策実施方針を定めた。

4 平成25年における労働災害発生状況（確定）

・死亡者数	12人	前年比	5人（29.4%）減少
・休業4日以上之死傷者数	1,750人	前年比	49人（2.9%）増加

- ・引き続き、第12次労働災害防止計画の周知啓発及び取組強化
- ・引き続き、第12次労働災害防止計画の重点業種に位置付けられている第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）、陸上貨物運送事業、建設業、製造業に対する個別指導等の実施
- ・行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携により、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じる。

5 建設工事発注機関(国・県)との連絡協議会を5月16日(金)に開催

- ・建設業における平成25年の労働災害発生状況は、休業4日以上之死傷者数が309名（全産業の17.7%）と4年連続で増加しており、死亡者数も前年と同数の5名の発生をみており、依然として高水準で推移。
- ・建設工事発注機関との連携を密にし、工事発注段階からの安全確保についてより効果的な労働災害防止対策を確立することを目的に、「建設業の労働災害にかかる建設工事発注機関連絡協議会」を鹿児島合同庁舎において開催する。

6 改正パートタイム労働法が成立

- ・パートタイム労働法の一部を改正する法律が、平成26年4月16日に成立、4月23日に公布。
- ・法の改正内容の周知を説明会の実施やあらゆる機会をとらえて実施する。

7 改正次世代育成支援対策推進法が成立

- ・次世代育成支援対策推進法が、平成26年4月16日に成立し、4月23日に公布。
- ・改正内容
次世代育成支援対策の推進・強化を行うため、次世代育成支援対策推進法の有効期限を平成37年3月31日まで延長、現行の認定制度の見直し及び現行の認定制度より高い基準の別の新たな認定制度の創設等。
- ・今年新たに、斯文堂株式会社を認定企業として決定し、平成26年4月23日にくるみんマークを交付。
- ・男女ともに育児休業を取得していくことをさらに促進するため、雇用保険法が改正され、本年4月1日以降に開始する育児休業から最初の6か月の間について、育児休業給付金の支給率が休業前賃金の67%へ引き上げ
- ・男性の育児休業取得促進についても周知する。
- ・今後、次世代法の改正内容等について説明会等で周知する。

3月の有効求人倍率は0.74倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の3月の有効求人倍率(季節調整値)は0.74倍となり、前月(0.72倍)を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.18倍となり、前月(1.15倍)を0.03ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ5.6%減と2か月連続の減少となりました。

産業別では前年同月に比べ、卸売業、小売業(4.0%増)は7か月ぶりの増加、医療、福祉(2.6%増)は2か月ぶりの増加、サービス業(2.1%増)は3か月連続の増加となりました。一方、建設業(16.9%減)は5か月連続の減少、製造業(22.6%減)は3か月連続の減少、運輸業、郵便業(32.9%減)は2か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(6.8%減)は2か月連続の減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ8.1%減と3か月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(4.3%減)は2か月ぶりの減少、離職求職者(6.2%減)は3か月連続の減少、無業求職者(20.7%減)は8か月連続の減少となりました。

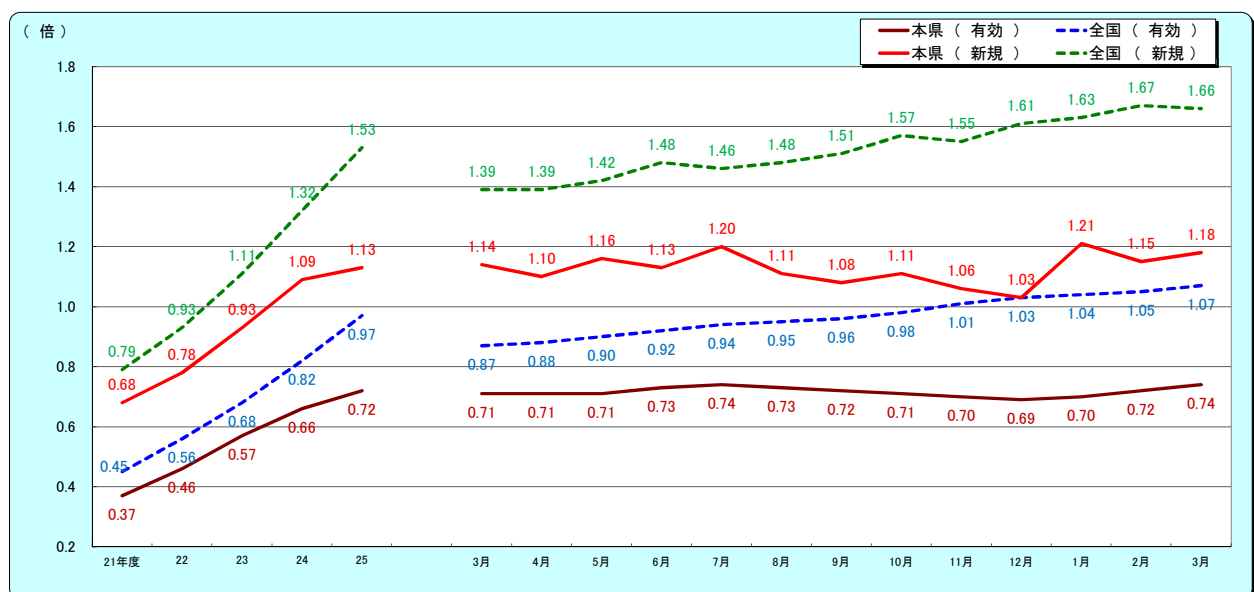
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(7.1%減)は3か月連続の減少、自己都合離職者(6.4%減)は6か月連続の減少となりました。

鹿児島県の平成25年度平均の有効求人倍率は0.72倍となり、前年度(0.66倍)を0.06ポイント上回りました。

政府の4月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きもみられる。」として1年5か月ぶりに下方修正しました。また、雇用情勢については、「着実に改善している。」として2か月連続で据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が3か月連続で前月を上回り、有効求職者数の減少傾向が続いている一方で、有効求人数は減少傾向が続いていることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



報道関係者 各位

平成26年5月2日
鹿児島労働局職業安定部職業安定課
課長 平田 正知
地方労働市場情報官 上枝 健一
Tel 099(219)8711

平成26年度鹿児島労働局雇用施策実施方針について

鹿児島労働局（局長：岩崎 修）は鹿児島県の雇用対策との連携を深め、本県の実情に応じた雇用施策を実施するため、鹿児島県知事の意見を聞き、平成26年度鹿児島労働局雇用施策実施方針を定めましたので、公表します。

（趣旨）

我が国の経済は、景気が緩やかに回復しています。先行きについては、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が下支えするなかで、家計所得や投資が増加し、景気の回復基調が続くことが期待されています。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているところであり、消費税率引上げに伴う駆け込み需要による反動も見込まれるところです。

また、少子・高齢化の進行によって本格的な人口減少社会が到来する中、労働力人口の減少による経済の潜在成長力の低下や、過疎化・高齢化による地方の活力の低下及び衰退が懸念される所であり、国と地方公共団体との緊密な連携に基づいた政策の立案・実施が不可欠なものとなっています。

雇用の面においては、有効求人倍率、完全失業率ともに改善しているところですが、雇用情勢は一部に厳しさがみられることから、地域の実情にあった雇用対策を機動的に推進するため、労働局と地方自治体が更に緊密に連携し雇用施策を迅速かつ的確に実施する必要があります。

このため、鹿児島労働局長は、鹿児島県が実施する雇用施策と連携することにより、各種施策が円滑かつ効果的に実施されるよう「鹿児島労働局雇用施策実施方針」を定め、行政組織を超えて本県の課題に共同で取り組むことで県内の雇用全般の改善を図り、本県の活性化を目指すこととしています。

(主な取組みの概要)

- 1 新時代に対応した産業おこしの推進等による雇用の創出
 - (1) 新産業戦略の展開による雇用の創出
 - (2) 本県の特性を生かした産業の振興による雇用の創出
 - (3) 経営基盤の充実と経営革新等による雇用の創出
 - (4) 地域の自主的な取組等による雇用の創出
- 2 若者世代の雇用機会の確保（「日本再興戦略」の推進）
 - (1) 新規学卒者に対する支援体制の充実
 - (2) 若年者の就業支援の強化
 - (3) ニート等に対する支援体制の充実
- 3 働き盛り世代の雇用環境の整備と雇用機会の確保
 - (1) 仕事と生活の両立に配慮した雇用環境づくり
 - (2) 離転職者等への就職支援
 - (3) U I ターン希望者への就職促進
- 4 高齢世代の雇用の確保
 - (1) 高年齢者の安定した雇用確保の促進
 - (2) 高年齢者の社会参加の促進
- 5 障害者や特別な支援を必要とする方への雇用機会の確保
 - (1) 障害者に対する支援体制の充実・強化
 - (2) ひとり親家庭などに対する就労支援体制の充実・強化
- 6 雇用情勢の変化に対応した職業能力開発支援体制の充実
 - (1) 公的職業訓練の推進
 - (2) 企業における職業能力開発への支援
 - (3) 多様な働き方に対応した職業能力開発支援
- 7 公正な待遇の確保
 - (1) 非正規労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 8 雇用の維持・安定に向けた県内企業への支援
 - (1) 中小企業対策の強化等による雇用の改善、維持・安定
 - (2) 製造業を中心とする立地企業のフォローアップ
 - (3) 失業の未然防止対策への支援
 - (4) 情報提供機能の強化

報道関係者 各位

平成 26 年 5 月 2 日

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部健康安全課

健康 安全 課 長 上田 裕久

健康安全課長補佐 内田 直人

電 話 099-223-8279

平成 25 年労働災害発生状況について

～死亡者数は減少したものの死傷者数は増加～

鹿児島労働局（局長 いわさき 岩崎 おさむ 修）は、平成 25 年の労働災害発生状況をまとめたので、これを公表します。

<平成 25 年労働災害の発生状況>

- ・死亡者数 12 人 前年比 5 人（29.4%）減少
- ・死傷者数 1,750 人 前年比 49 人（2.9%）増加

（1）業種別の発生状況（別紙 1「平成 25 年業種別死傷災害発生状況（確定）」参照）

平成 25 年に鹿児島労働局管内で発生した休業 4 日以上之死傷者数（死亡者を含む）を業種別に多い順にみると、製造業の 356 人（前年比 1 人（0.3%）減）、建設業の 309 人（前年比 42 人（15.7%）増）、商業の 232 人（前年比 27 人（13.2%）増）となっている。死傷者数が最も増加した業種は建設業（42 人（15.7%）増）、反対に最も減少したのは保健衛生業（27 人（13.6%）減）となっている。

平成 25 年の死亡者数を業種別に多い順にみると、建設業の 5 人（前年比 0 人（増減なし））、農林業の 3 人（前年比 1 人（25%）減）となっている。

（2）発生状況の経年変化（別紙 2「労働災害発生状況の経年変化（平成 15 年～平成 25 年）」参照）

平成 15 年から平成 25 年の死傷者数について、平成 15 年から同 17 年までは 1,900 人台、平成 18 年から同 20 年までは 1,800 人台で推移し、平成 21 年から同 23 年ま

では 1,600 人台に減少したものの、平成 24 年から再び増加に転じている。平成 25 年の 1,750 人は、これまで最も少なかった平成 21 年の 1,615 人に比べて 135 人も増加している。

平成 15 年から平成 25 年の死亡者数について、平成 15 年から同 20 年までは 20 人台の高水準で推移したが、平成 21 年からは 10 人台で推移している。

県内の死傷者数及び死亡者数は、長期的には増減を繰り返しながら年々減少傾向にあるものの、平成 24 年から死傷者数が増加に転じるなど、今後も発生状況を注視していく必要がある。

(3) **事故の型・起因物別の発生状況**（別紙 3「平成 25 年全産業事故の型・起因物別労働災害発生状況」参照）

平成 25 年の死傷者数を「事故の型別」に多い順にみると、「墜落・転落」が 371 人（21.2%）、「転倒」が 324 人（18.5%）、「はさまれ等」が 223 人（12.7%）、「動作の反動等」が 182 人（10.4%）となっている。

平成 25 年の死傷者数を「起因物別」に多い順にみると、「運搬機械」が 210 人（12.0%）、「通路」が 200 人（11.4%）、「用具」が 143 人（8.2%）、「一般機械」が 126 人（7.2%）となっている。

平成 25 年の死傷者数を「事故の型・起因物別」に多い順にみると、「通路での転倒」が 159 人（9.1%）、「運搬機械（トラックなど）からの墜落・転落」が 89 人（5.1%）、「用具（はしごや脚立など）からの墜落・転落」が 87 人（5.0%）、「乗り物（トラックなど以外）での交通事故（道路）」が 85 人（4.9%）となっている。

(4) **第 12 次労働災害防止計画の推進結果**（別紙 4「第 12 次労働災害防止計画の推進結果（死傷災害）」及び別添「第 12 次労働災害防止計画の概要」参照）

第 12 次労働災害防止計画の 1 年目となった平成 25 年の死傷者数は、1,750 人となり、目標の 1,651 人を 99 人（6.0%）上回ったが、同死亡者数は、12 人で、各年 15 人以下とする目標は達成している。

労働災害件数が多いことから重点業種となった小売業などの第三次産業での休業者は、665 人となり、目標の 656 人を 9 人（1.4%）上回っている。重篤災害を

減少させる観点から重点業種となった建設業での死傷者数は、309 人となり、目標の 259 人を 50 人（19.3%）上回っている。

(5) **第 12 次労働災害防止計画の概要**（別添「第 12 次労働災害防止計画の概要」参照）

「第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度からの中期 5 か年計画）」に則り、①労働災害による死亡者数を平成 29 年までの各年 15 人以下とすること、②平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 15%以上減少させることなどを目標として、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働、さらには発注者等による取組強化等により、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしている。

平成25年 業種別死傷災害発生状況（確定）

別紙1

鹿児島労働局

	平成25年		平成24年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1750	12	1701	17	49	-5
1 製造業	356	1	357	3	-1	-2
1 食料品製造業	214		222		-8	0
4 木材・木製品製造業	20		25		-5	0
9 窯業土石製品製造業	22		24	2	-2	-2
11～12 金属製品製造業	12		15		-3	0
13～15 機械機具製造業	24		20		4	0
上記以外の製造業	64	1	51	1	13	0
2 鉱業	5		4		1	0
3 建設業	309	5	267	5	42	0
1 土木工事業	116	3	118	3	-2	0
2 建築工事業	158	2	131	2	27	0
3 その他の建設業	35		18		17	0
4 運輸交通業	213	0	188	2	25	-2
1 鉄道・航空機業	7		2		5	0
2 道路旅客運送業	17		17		0	0
3 道路貨物運送業	188		168	2	20	-2
4 その他の運輸交通業	1		1		0	0
5 貨物取扱業	9	0	16	1	-7	-1
1 陸上貨物取扱業	1		3		-2	0
2 港湾運送業	8		13	1	-5	-1
6 農林業	96	3	94	4	2	-1
1 農業	43		39	1	4	-1
2 林業	53	3	55	3	-2	0
7 畜産・水産業	97	1	98		-1	1
8 商業	232	0	205	0	27	0
1 卸売業	42		35		7	0
2 小売業	167		147		20	0
3 理美容業	0		1		-1	0
4 その他の商業	23		22		1	0
9 金融・広告業	24		24		0	0
11 通信業	15		14		1	0
12 教育・研究業	14		14		0	0
13 保健衛生業	172	0	199	0	-27	0
1 医療保健業	64		68		-4	0
2 社会福祉施設	105		128		-23	0
3 その他の保健衛生業	3		3		0	0
14 接客娯楽業	120	1	123	0	-3	1
1 旅館業	30	1	32		-2	1
2 飲食店	59		49		10	0
3 その他の接客娯楽業	31		42		-11	0
上記以外の事業	88	1	98	2	-10	-1
10 映画・演劇業	1		1		0	0
15 清掃・と畜業	40		46	2	-6	-2
16 官公署	1		4		-3	0
17 その他の事業	46	1	47		-1	1
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	189	0	171	2	18	-2
第三次産業（8～17）	665	2	677	2	-12	0

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。
 ③ H24年も確定値。

労働災害発生状況の経年変化(平成15年～平成25年)

別紙2

業種 \ 年		平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
全産業 (死亡)		1,910 (29)	1,916 (28)	1,943 (20)	1,885 (20)	1,824 (28)	1,813 (23)	1,615 (12)	1,699 (19)	1,686 (15)	1,701 (17)	1,750 (12)
製造業		434 (9)	484 (4)	458 (2)	453 (2)	390 (6)	384 (3)	372 (1)	347 (1)	371 (3)	357 (3)	356 (1)
	食料品製造業	228	237 (2)	243 (1)	248	216 (1)	202	188 (1)	203 (1)	228 (2)	222	214
	木材・木製品製造業	33	52	37	37	20	30 (1)	32	25	16	25	20
	窯業・土石製品製造業	35	39 (1)	30	38 (1)	27 (1)	24 (1)	24	17	23	24 (2)	22
	金属製品製造業	23	35	33	29 (1)	33	19	30	26	33	15	12
	機械器具製造業	44 (1)	47	44 (1)	35	33	37	38	29	28 (1)	20	24
	上記以外の製造業	71 (8)	74 (1)	71	66	61 (4)	72 (1)	60	47	43	51 (1)	64 (1)
鉱業		8 (0)	9 (1)	10 (0)	11 (1)	15 (2)	4 (0)	3 (0)	6 (1)	5 (0)	4 (0)	5 (0)
	鉱山保安法適用	1	1						2			
	土石採取業	7	8 (1)	10	11 (1)	15 (2)	4	3	4 (1)	5	4	5
建設業		374 (4)	361 (14)	372 (10)	349 (9)	307 (10)	285 (7)	240 (5)	242 (9)	263 (4)	267 (5)	309 (5)
	土木工事業	176 (3)	159 (8)	167 (9)	163 (3)	136 (8)	114 (4)	107 (4)	119 (6)	110 (2)	118 (3)	116 (3)
	建築工事業	164 (1)	170 (6)	170 (1)	150 (5)	131 (2)	139 (3)	109 (1)	95 (2)	122 (1)	131 (2)	158 (2)
	その他の建設業	34	32	35	36 (1)	40	32	24	28 (1)	31 (1)	18	35
運輸交通業		222 (4)	226 (1)	254 (2)	236 (4)	241 (4)	224 (4)	187 (1)	197 (3)	207 (3)	188 (2)	213
貨物取扱業		23 (1)	27	16	20 (1)	15	18 (1)	21	19	23	16 (1)	9
林業		81 (3)	81 (1)	77 (2)	64 (1)	86 (2)	65 (2)	88 (1)	76 (0)	65 (1)	55 (3)	53 (3)
上記以外の事業		768 (8)	728 (7)	756 (4)	752 (2)	770 (4)	833 (6)	704 (4)	812 (5)	752 (4)	814 (3)	805 (3)
	商業	218 (3)	194 (3)	206 (2)	194 (2)	187 (1)	251 (2)	192 (4)	204 (1)	205 (2)	205	232
	保健衛生業	129	137	122	140	166	160 (1)	131	171	159	199	172
	接客娯楽業	125	121	115	99	115	100 (1)	99	118	100	123	120 (1)
	清掃・と畜業	72	59 (1)	67	65	57	63 (1)	62	49 (1)	49	46 (2)	40
	上記以外の事業	224 (5)	217 (3)	246 (2)	254	245 (3)	259 (1)	220	270 (3)	239 (2)	241 (1)	241 (2)
平成15年に対する指数	死傷者	100.0	100.3	101.7	98.7	95.5	94.9	84.6	89.0	88.3	89.1	91.6
	死亡者	100.0	96.6	69.0	69.0	96.6	79.3	41.4	65.5	51.7	58.6	41.4

※ ()内の数字は、死亡者数で内数である。

※ 指数は、平成15年を100とする。

平成25年 全産業 事故の型・起因物別労働災害発生状況

別紙3

事故の型 起因物	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ等	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温等	有害物等	感電	爆発	破裂	火災	(交通)道路事故	(その他)交通事故	動作の反動等	その他	分類不能	計
原 動 機																						
動 力 伝 導							4															4
木 工 機 械				2		3	4	32														41
建 設 機 械	11	2		7		2	17	3							1				1			44
金 属 加 工 用 機 械		2	1				8	4														15
一 般 機 械	1	3	5	9		2	71	33			1								1			126
ク レ ー ン 等	2			1		3	8															14
運 搬 機 械	89	8	9	8	3	16	39	1									33		4			210
乗 物	7	10	5	1	1	4	5										85		3			121
圧 力 容 器				1	1						3											5
化 学 設 備																						
溶 接 装 置												1										1
炉 ・ 窯 等	1			1				1			3											6
電 気 設 備	1	1											3						1			6
人 力 設 備	1	6	1	6		4	19	49											3			89
用 具	87	20	6	16	5	1	2				5								1			143
そ の 他 装 置	4	5	3	2	1	1	5				5											26
足 場	17	2	1	1			1															22
支 保 工		1	1																			2
階 段 棧 橋	50	6	1																			57
開 口 部	1	1																	1			3
屋 根 ・ 梁 等	32								1													33
作 業 床 等	11	42	2	1					1										1			58
通 路	8	159	18				1				2								12			200
建 築 物 等	14	10	6	1	3		3												3			40
他 仮 設 物	5	9	5	4	3	1	5												1			33
危 険 有 害											10	1		1		1						13
材 料	4	8	2	22	10	4	12	11			1								5			79
荷	7	9	3	12	10	4	8	2											26			81
環 境 等	18	9	3	13	6	23	8	5	1	1	19	1	1						4	11		123
他 起 因 物		5	2	1		4	1	1			2	1							33	9		59
起 因 物 な し		6	2	1															82	1	1	93
分 類 不 能							2														1	3
計	371	324	76	110	43	72	223	142	3	1	51	4	4	1	1	1	118		182	21	2	1,750

第12次労働災害防止計画の推進結果（死傷災害）

鹿児島労働局

	基本データ		1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		評価		
	11次防期間中の合計数	平成24年実績数	平成25年目標数	平成25年実績数	平成26年目標数	平成26年実績数	平成27年目標数	平成27年実績数	平成28年目標数	平成28年実績数	平成29年目標数 (最終)	平成29年実績数	12次防期間中の目標数	平成25年12月まで累計	累計に対する目標差
0 全産業	8514	1701	1651	1750	1601	0	1551	0	1501	0	1445	0	7749	1750	5999
1 製造業	1831	357	346	356	336	0	325	0	314	0	301	0	1622	356	1266
1 1 食料品製造業	1043	222	215	214	209		202		195		187		1008	214	794
4 木材・木製品製造業	128	25	24	20	24		23		22		21		114	20	94
9 窯業土石製品製造業	112	24	23	22	23		22		21		20		109	22	87
11～12 金属製品製造業	123	15	15	12	14		14		13		13		68	12	56
13～15 機械機具製造業	152	20	19	24	19		18		18		17		91	24	67
上記以外の製造業	273	51	49	64	48		46		45		43		232	64	168
2 鉱業	22	4	4	5	4		4		4		3		18	5	13
3 建設業	1297	267	259	309	251	0	243	0	235	0	225	0	1213	309	904
3 1 土木工事業	568	118	114	116	111		107		104		99		536	116	420
2 建築工事業	596	131	127	158	123		119		115		110		595	158	437
3 その他の建設業	133	18	17	35	17		16		16		15		82	35	47
4 運輸交通業 (道路貨物運送業を除く)	119	20	19	25	19	0	18	0	18	0	17	0	91	25	66
4 1 鉄道・航空機業	11	2	2	7	2		2		2		2		9	7	2
2 道路旅客運送業	107	17	16	17	16		15		15		14		77	17	60
4 その他の運輸交通業	1	1	1	1	1		1		1		1		5	1	4
5 貨物取扱業 (陸上貨物取扱業を除く)	65	13	13	8	12		12		11		11		59	8	51
陸上貨物運送事業 (4-3・5-1)	916	171	168	189	164	0	161	0	157	0	153	0	803	189	614
4-3 道路貨物運送業	884	168	165	188	161		158		155		150		789	188	601
5-1 陸上貨物取扱業	32	3	3	1	3		3		3		3		14	1	13
6 農業	497	94	91	96	88	0	86	0	83	0	80	0	428	96	332
6 1 農業	148	39	38	43	37		35		34		33		177	43	134
2 林業	349	55	53	53	52		50		48		47		250	53	197
7 畜産・水産業	475	98	95	97	92		89		86		83		446	97	349
8 商業	1057	205	197	232	190	0	182	0	175	0	166	0	910	232	678
8 1 卸売業	174	35	34	42	33		32		31		30		159	42	117
2 小売業	773	147	141	167	135		129		123		117		646	167	479
3 理美容業	10	1	1		1		1		1		1		5	0	5
4 その他の商業	100	22	21	23	21		20		19		19		100	23	77
9 金融・広告業	92	24	23	24	23		22		21		20		109	24	85
11 通信業	150	14	14	15	13		13		12		12		64	15	49
12 教育・研究業	43	14	14	14	13		13		12		12		64	14	50
13 保健衛生業	820	199	194	172	190	0	185	0	180	0	176	0	925	172	753
13 1 医療保健業	346	68	66	64	64		62		60		58		309	64	245
2 社会福祉施設	460	128	125	105	123		120		118		115		602	105	497
3 その他の保健衛生業	14	3	3	3	3		3		3		3		14	3	11
14 接客娯楽業	540	123	119	120	115	0	110	0	106	0	102	0	552	120	432
14 1 旅館業	154	32	31	30	30		29		28		27		146	30	116
2 飲食店	220	49	47	59	45		43		41		39		216	59	157
3 その他の接客娯楽業	166	42	41	31	39		38		37		36		191	31	160
上記以外の事業	590	98	95	88	92	0	89	0	86	0	83	0	446	88	358
10 映画・演劇業	2	1	1	1	1		1		1		1		5	1	4
15 清掃・と畜業	269	46	45	40	43		42		40		39		209	40	169
16 官公署	7	4	4	1	4		4		4		3		18	1	17
17 その他の事業	312	47	46	46	44		43		41		40		214	46	168
第三次産業（8～17）	3292	677	656	665	635	0	614	0	593	0	571	0	3069	665	2404

* 1 箇所は、12次防の計画目標が設定されている業種

* 2 箇所以外の目標数とは、12次防の計画目標ではないが、本計画の推進上の指標的数値

第12次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることで、**「誰もが安心して健康に働くことができる社会」**を目指します。

基本的な考え方

- 長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込む
- 重点業種ごとに数値目標を設定し、社会情勢の変化も踏まえつつ進捗状況进行评估する

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を各年15人以下とする
- 平成29年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少（H24年比）

4つの重点施策

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- ③企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④発注者等による取組強化

第12次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）

- ・死亡者数：17人（前年より2人増加）
- ・死傷者数：1,701人（前年より15人増加）

- ❑ 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で3.7倍以上）
- ❑ 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で半数を占め、割合が高い

計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を
各年15人以下
- ◆ 労働災害による死傷者の数を
15%以上減少

【業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成14年	平成24年	災害増減率
建設業	418	267	-36.1%
製造業	461	357	-22.6%
第三次産業	607	677	+11.5%
小売業	135	147	+8.9%
社会福祉施設	34	128	+276.5%
飲食店	52	49	-5.6%
陸上貨物運送事業	207	171	-17.4%
全業種合計	1,917	1,701	-11.3%

（出典：労働者死傷病報告～確定値）

ポイント①

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開（目標の例）
重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）

ポイント②

第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント③

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」「飛来・落下災害」に重点を当てて取り組む

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

労働災害件数減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

小売業 死傷者数を20%以上減少
社会福祉 死傷者数を10%以上減少
飲食店 死傷者数を20%以上減少

○小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害

防止意識を向上

○小売業のバックヤードを中心として作業場を安全化

○介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

○荷役作業中の労働災害防止を徹底

重篤災害件数減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を半減

○足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進

○関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請

○解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策

【目標】死亡者数を半減

○機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

林業対策

【目標】死亡者数を半減

○かかり木処理を含めた伐木作業による災害防止の徹底

○車両系林業機械による災害を防止

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

○ストレスチェック等の取組を推進

○取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化

過重労働対策

○健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底

○休日・休暇の付与・取得を促進

○時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質対策

○危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進

腰痛・熱中症対策

【目標】

腰痛 社会福祉施設の腰痛を含む
死傷者数を10%以上減少

熱中症 5年間合計の熱中症による
死傷者数を20%以上減少

○介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化

○介護機器の導入、腰痛健康診断の普及・徹底、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及

受動喫煙防止対策

○受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施

○事業者に対する効果的な支援の実施

○職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組み

- 安全衛生分野の専門家を活用するとともに、労働災害防止団体の活動を活性化
- 業界団体との関係づくり、施策の協議などにより業界と協調的に取組を推進

③企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

- 労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して意識付け

④発注者による取組強化

- 外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策の経費が計上できない状況にならないよう発注者による取組を強化

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	始良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

建設工事発注機関(国・県)との連絡協議会を

5月16日(金)に開催します

当局管内の建設業における平成25年の労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷者数が309名（全産業の17.7%）と4年連続で増加しており、死亡者数も前年と同数の5名の発生をみており、依然として高水準で推移している状況です。

このようなことから、建設工事発注機関との連携を密にし、工事発注段階からの安全確保についてより効果的な労働災害防止対策を確立することを目的に、「建設業の労働災害にかかる建設工事発注機関連絡協議会」を5月16日（金）に鹿児島合同庁舎において開催いたします。

当日は午前中に国の発注機関との連絡協議会を、午後に県の発注機関との連絡協議会を、それぞれ開催し、発注機関の果たす役割等について、検討・協議し、確認することとしています。

（労働基準部健康安全課）

改正パートタイム労働法が成立しました

パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)の一部を改正する法律が、平成26年4月16日に成立し、4月23日に公布されました。

改正内容は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保のために正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲を拡大、短時間労働者の納得性を高めるための措置として、パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設等です。

今後、法の改正を受けて、法の改正内容の周知を行います。

別添1 パートタイム労働法が変わります！

パートタイム労働法が 変わります！

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わります。

* パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

パートタイム労働法改正のポイント

I 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者については、これまで、(1) 職務内容が正社員と同一、(2) 人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一、(3) 無期労働契約を締結しているパートタイム労働者であることとされていましたが、改正後は、(1)、(2) に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者

【現行】

- (1) 職務の内容が正社員と同一
- (2) 人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3) 無期労働契約を締結している



【改正後】

- (1)(2) が同一であれば、正社員と差別的取扱いが禁止される。

II 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした一般的な考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

Ⅲ パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

【事業主が説明することとされる雇用管理の改善措置の内容の例】

- 賃金制度はどうなっているか
- どのような教育訓練や福利厚生施設の利用の機会があるか
- どのような正社員転換推進措置があるか など

Ⅳ パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

【相談に対応するための体制整備の例】

- 相談担当者を決め、相談に対応させる
- 事業主自身が相談担当者となり、相談対応を行う など

※ この他、虚偽報告等に対する過料や、厚生労働大臣の勧告に従わない企業名の公表制度の創設等の改正が行われます。

※ 改正法の施行日は、公布の日（平成26年4月23日）から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日とされています。具体的な施行日は、今後、労働政策審議会に諮って決定する予定です。

※ 改正法の内容以外でも、以下の内容などについて、今後、労働政策審議会に諮った上で、省令又は指針等に対応する予定です。

- ・通勤手当を一律に均衡確保の努力義務の対象外とすることは適当でない旨を明らかにすること。
- ・事業主は、パートタイム労働者が事業主に説明を求めたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

パートタイム労働法に関するお問い合わせは、[都道府県労働局雇用均等室](#)へ

労働局名	電話番号	労働局名	電話番号	労働局名	電話番号
北海道	011-709-2715	石川	076-265-4429	岡山	086-224-7639
青森	017-734-4211	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
岩手	019-604-3010	山梨	055-225-2859	山口	083-995-0390
宮城	022-299-8844	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
秋田	018-862-6684	岐阜	058-245-1550	香川	087-811-8924
山形	023-624-8228	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
福島	024-536-4609	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
茨城	029-224-6288	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
栃木	028-633-2795	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7218
群馬	027-210-5009	京都	075-241-0504	長崎	095-801-0050
埼玉	048-600-6210	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
千葉	043-221-2307	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
東京	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新潟	025-288-3511	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380
富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161		

改正次世代育成支援対策推進法が成立しました

次世代育成支援対策推進法が、平成26年4月16日に成立し、4月23日に公布されました。改正内容は、次世代育成支援対策の推進・強化を行うため、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、現行の認定制度の充実とともに、現行の認定制度より高い基準の別の新たな認定制度の創設等です。

今後、法の改正を受けて、法の改正内容の周知を行います。

現行法の認定要件の1つに男性の育児休業取得もありますが、男性の育児休業取得率は依然として、低調です。育児休業取得を希望していても、収入が減ること等を理由に取得に至らないケースも見受けられます。このため、男女ともに育児休業を取得していくことをさらに促進するため、雇用保険法が改正され、本年4月1日以降に開始する育児休業から最初の6か月の間について、育児休業給付金の支給率が休業前賃金の67%へ引き上げられました。これにあわせて、男性の育児休業取得促進についても周知することとしています。

別添1 次世代育成支援対策推進法の概要と見直しのポイント

別添2 男性の育児参加は、会社にも社会にもプラスです

次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント

(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

10年間の
延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

指針の
内容を
充実・強化

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画: 計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、
計画の内容・実施状況の公表、定期的な
評価・見直し 等

事業主行動計画の策定・届出

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - ・大企業(301人以上): 義務
 - ・中小企業(101人以上): 義務(23年4月～)
 - ・中小企業(100人以下): 努力義務

→ 一定の基準を満たした企業を認定

- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

現行の
認定制度の
充実

新たな認定
(特例認定)
制度の創設

計画の策定・
届出に代え
た実績公表
の枠組みの
追加

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、
社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

※ **赤丸** : 今回の改正法による改正内容、 **青丸** : 今後の省令及び指針の見直しに係る検討内容

労働政策審議会建議における次世代育成支援対策推進法の改正事項

<現行>

法律の有効期限

平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間の時限立法

行動計画策定指針

行動計画策定指針の内容に即して、行動計画を策定

■基本的な視点

- ① 仕事と生活の調和の視点 ④ 企業の実情を踏まえた取組の視点
- ② 仕事と子育ての両立の視点 ⑤ 社会全体による支援の視点 等
- ③ 企業全体での取組等の視点

■一般事業主行動計画の内容に関する事項

- 仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備
- 働き方の見直しに資する労働条件の整備 等

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の策定・届出義務

認定制度(認定基準)

厚生労働大臣による認定・表示付与

- ① 適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が2年以上5年以下であること
- ③ 行動計画に定めた目標を達成したこと
- ④ 適切に公表及び労働者への周知をしたこと
- ⑤ 男性の育児休業取得者が1人以上いること
- ⑥ 女性の育児休業取得率が70%以上であること
- ⑦ 3歳から小学校入学までの子をもつ労働者を対象とする育児休業等の措置を講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の措置を講じていること
- ⑨ 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

子育てをサポートしている企業の証
(くるみんマーク)



※ 次世代法の効果的推進方策として、認定制度の認知度を高めるとともに、経済的インセンティブとしての優遇措置の積極的な検討などを行う。

※ 省令(基準)及び指針については、改正法を踏まえ、今後検討を行う予定。

<改正後>

法律の延長

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで10年間延長

法律

指針の内容を追加

行動計画策定指針の内容に、新たに①～②の内容を盛り込む

- ① 非正規雇用の労働者が取組の対象であることを明記する
- ② 働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨を盛り込む
 <働き方の見直しに資する取組>
 ・男性の育児休業取得促進の取組
 ・所定外労働の削減の取組
 ・年次有給休暇の取得促進の取組 等

指針

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

法律

現行の一般事業主行動計画の策定・届出義務の枠組みを維持しつつ、高い水準の取組を行っている企業(新たに設ける認定(特例認定)を受ける企業)について、一般事業主計画の策定・届出に代えて、両立支援の取組の実績を公表する枠組みを追加

現行の認定制度の充実

省令(基準)

現行の認定基準について以下の見直しを行う

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について中小企業の特例を拡充する
- ② 女性の育児休業取得に係る基準の見直しについて検討する
- ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置に係る基準について見直す

新たな認定(特例認定)制度の創設

法律(制度)

省令(基準)

新たな認定(特例認定)制度を創設し、新たに設ける認定基準について、以下の①～④について現行の認定基準(見直しを行ったもの)よりも高い基準を設けるとともに現行の認定基準にないものを追加

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について、高い基準を設ける
- ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について、一定の条件の下で数値目標を定めて実施し、達成することとする
- ③ 女性の継続就業に係る基準を新設する【追加】
- ④ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組に係る基準を新設する【追加】

男性の育児参加は、会社にも社会にもプラスです

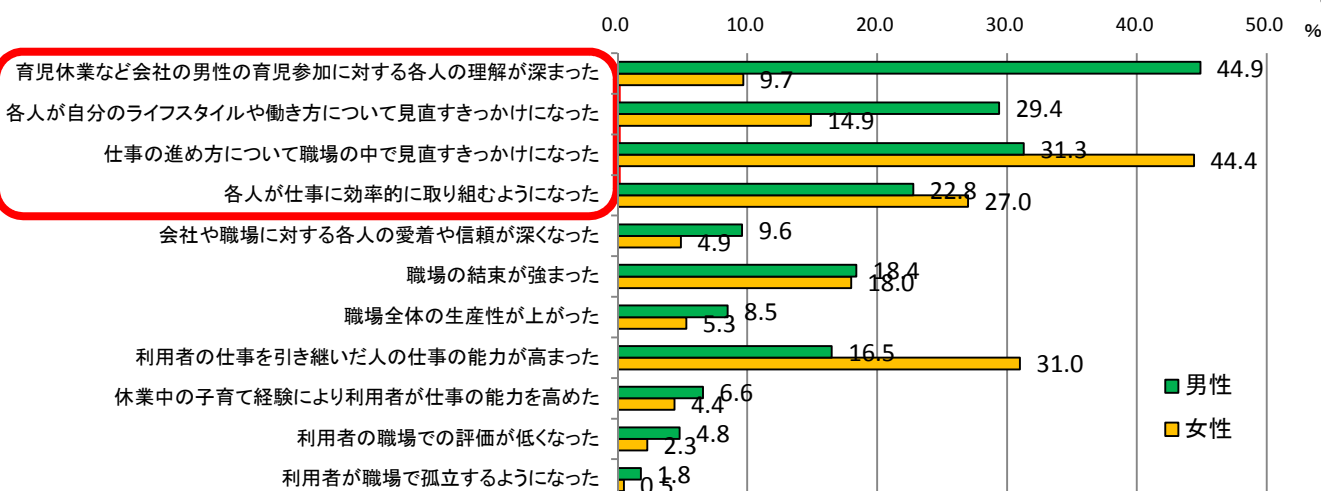
男性の育児参加を進めることは、企業にとっても、男性従業員の育児休業の取得や短時間勤務の実施などを契機として、職場内での業務の改善や働き方の見直しが進み、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現による心身の健康の確保や労働時間の短縮によるコスト削減などの効果が期待されます。

また、「育児に参加したい」という男性の希望を実現し、従業員のモチベーションアップにもつながるものです。



ここでは、男性の育児参加に取り組む企業の皆様にご活用いただける支援策をご紹介します。

管理職から見た職員の育休取得による職場への影響の内容



資料出所 こども未来財団「父親の育児に関する調査研究－育児休業取得について」(平成23年3月)

(注) 回答者は、過去3年間に直属の正社員の部下が育児休業を取得したことがある課長相当職以上の管理職

男性の育児参加を進める企業に対する支援

助成金や税制優遇制度により金銭面から支援するとともに、好事例を紹介しています。

◆助成金による支援例

全ての企業	子育て期短時間勤務支援助成金	企業における短時間勤務制度の導入を支援します。	・中小企業：1人目40万円、2人目以降15万円 ・それ以外：1人目30万円、2人目以降10万円
中小企業	代替要員確保コース	中小企業における育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者の復帰を支援します	支給対象労働者1人当たり15万円

◆くるみん税制

- 男性の育児休業取得に係る基準を含む一定の基準を満たした企業については、次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けると、商品等にマーク(右図)を表示でき、建物等の割増償却ができる税制優遇措置を受けることができます。

※ 税制の詳しい説明はこちら → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>



愛称:くるみん

◆好事例の紹介

- 「イクメン・プロジェクト」企業の事例紹介 http://ikumen-project.jp/wlb_company.html
- 「男性社員が育児参加しやすい職場づくりガイドブック」 <http://ikumen-project.jp/pdf/guidebook.pdf>

先進的な取組を進めている企業の認定・表彰

先進的な取組を進めている企業の皆様の社会的評価を高めるため、次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣による認定制度のほか、「イクメン企業アワード」や「均等・両立推進企業表彰」などにより、先進的な取組を進めている企業を厚生労働大臣が表彰しています。



- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html>
- ・ イクメン企業アワード
http://ikumen-project.jp/active/active_project.html
- ・ 均等・両立推進企業表彰
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

男性の育児参加を支援する制度

男性の半数程度が、自分が育児休業制度を利用できるかどうかについての認識が不足している状況にあるというデータがあります。

以下のような男性の育児参加を支援する制度について、従業員に積極的に周知いただくようお願いいたします。



◆育児・介護休業法では、男性の育児参加を支援するための制度を設けています。

- ・ **パパ・ママ育休プラス**
父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月までの間の1年間、育児休業を取得できます。
- ・ **産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の取得が可能**
父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得できます。
- ・ **専業主婦家庭の男性従業員も育休取得可能**
専業主婦家庭の男性従業員であっても、育児休業を取得できます。
- ・ **短時間勤務制度**
3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務としています。

◆平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業給付金の支給率が引き上げられます。

- ・ **育児休業給付金**
雇用保険の被保険者の方が1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けられます。
育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業（※）からは、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%となります。（これまでは全期間について50%）
※平成26年3月31日までに開始された育児休業は、これまでどおり育児休業の全期間について休業開始前の賃金の50%が支給されます。

◆ **育児休業給付は非課税です。**
育児休業期間中の雇用保険料・社会保険料の事業主負担はありません。

- ・ 育児休業給付に所得税、住民税はかかりません。
- ・ 控除対象配偶者に該当するかどうかを判定するときの合計所得金額にも含まれません。
- ・ 育児休業期間中の雇用保険料・社会保険料の事業主負担もありません。

ご不明点については、鹿児島労働局雇用均等室までお気軽にご相談ください。

- 所在地： 892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル2F
- 電話： 099-222-8446